

おでかけワゴンの フィーダー系統補助申請



I. おでかけワゴンの本格運行に向けた手続き

- おでかけワゴンの本格運行に向けて、「道路運送法4条許可申請手続」を今年度中に対応します。
- おでかけワゴンの持続可能な運行に向け、「フィーダー系統補助申請手続」を同時並行で進めます。
- さらに、既存の路線バスの維持・確保に向けて「幹線系統補助申請手続」の活用に係る検討を行います。

道路運送法4条許可申請手続

- 今年度のおでかけワゴンの運行は、道路運送法第21条に基づく「国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送」であり、「期間は原則1年以下」とされています。
- 次年度以降は、道路運送法第4条の「一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）」として、運輸局から運行の許可を受ける必要があります。

フィーダー系統補助申請手続

- おでかけワゴンの運行費用は、現在のところ、市（及び受益者）が全て負担しています。
- 今後も持続可能な運行を実現するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）」の確保に向けて、今年度から準備を進めていきます。

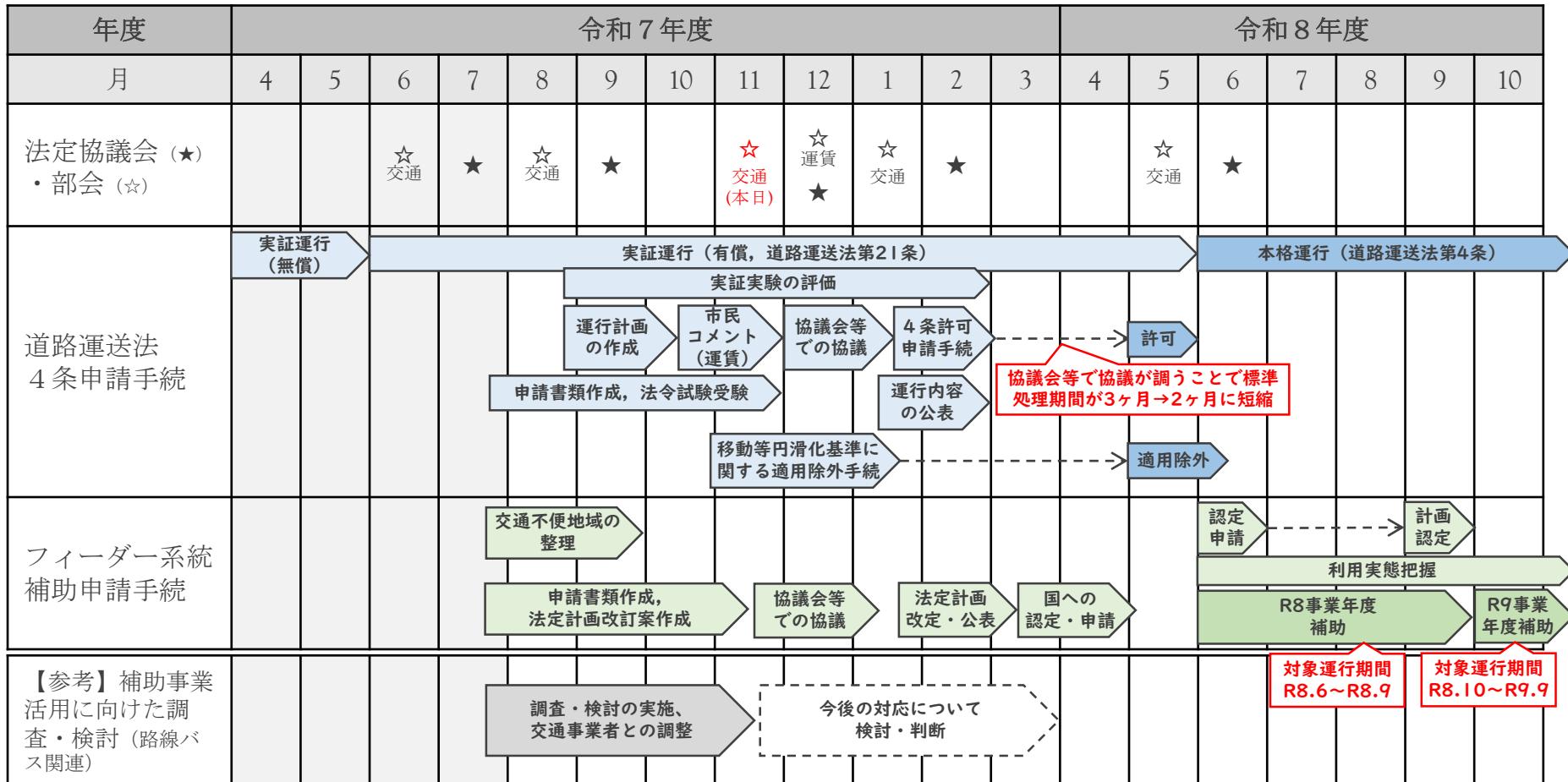
【参考】幹線系統補助申請手続

- 日高市地域公共交通計画（令和7年3月策定）の重点施策の一つに「公共交通軸の維持・確保」を位置付けていることから、今後も既存の路線バス等を維持・確保していくため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の活用を検討します。

おでかけワゴン関連

その他路線バス関連

2. ロードマップ



第7回交通戦略部会 (8月)

- 【4条・補助共通】事業許可申請・補助申請に向けたポイントの確認、ロードマップの確認
- 【4条】利用実態に係る報告
- 【補助】交通不便地域の設定方針に係る確認

第9回法定協議会 (9月) の議題

- 【4条】ルート・停留所・ダイヤ・運賃案 (市民コメントへの提示内容) の議決
- 【4条】利用実態に係る報告
- 【補助】交通不便地域の設定に係る議決⇒R8.6に間に合うよう、申請手続き

本日

- #### 第8回交通戦略部会 (11月)・ 第10回法定協議会 (12月) の議題
- 【4条】市民コメントを反映した運行内容の議決⇒申請手続きに移行
 - 【4条】本格運行に移行することの是非に関する議決
 - 【補助】法定計画本編改訂案・別紙案の確認

第9回交通戦略部会 (1月)・第11回法定 協議会 (2月) の議題

- 【補助】法定計画本編改訂・別紙に関する議決

3. フィーダー系統補助申請書類について

- ・ フィーダー系統補助申請書類として必要な書類は以下のとおりです。
- ・ 申請書類は、協議会で協議を調えた上で提出が必要となります。

区分	提出予定書類	ステータス
計画認定申請添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通計画本編改訂案・ (参考様式) 地域公共交通計画別紙・ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者・ 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要・ その他添付書類<ul style="list-style-type: none">➢ 計画運行回数の算出根拠➢ 地域間交通ネットワークへの接続が分かる系統図➢ 交通不便地域の指定が分かる図面➢ 実証運行であることや実証運行期間を対外的に示した資料 (市HP、協定書等をもって個別相談)	たたき案を作成
交通不便地域の局長指定	<ul style="list-style-type: none">・ 交通不便地域指定申請書様式 (関東運輸局)	たたき案を作成
補助金交付申請	<ul style="list-style-type: none">・ (様式第1-8) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書・ 様式第1-8 別添表・ (様式第1-5) 運行系統別輸送実績	交付申請時に作成 (令和8年11月)